

## 監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査並びに同条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年10月28日

山形市監査委員 玉田芳和  
同 村山秀幸  
同 渡辺元  
同 中野信吾

### 記

#### 1 定例監査

- (1) 監査の対象部課等 財政部 財政課、市民税課  
都市整備部 道路維持課
- (2) 監査の期間 令和2年8月27日から令和2年10月26日まで
- (3) 監査の範囲 令和元年度の事務事業の執行状況
- (4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
財政部 財政課 市民税課	指摘する事項はなかった。
都市整備部 道路維持課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 業務委託契約事務において、次のようなものがあった。 (1) 発注見通し及び契約締結前情報の公表について、市ホームページへの掲載はされていたが課等のカウンターでの閲覧はされておらず、契約締結後情報の公表については、いずれも行われていないもの ・ 放置自転車対策業務（長期継続契約） ・ 七日町周辺区域自転車整理及び指導業務（長期継続契約） 2 行政財産目的外使用許可事務において、使用料を算定するにあたり、建物の価格を誤って前年度と同額としたため、使用料を多く徴収していたものがあった。 ・ 済生館前駐車場（自動販売機及びゴミ箱の設置） ・ 山形駅東口交通センター駐車場（自動販売機及びゴミ箱の設置）

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

## 2 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象部課等

監査対象団体	所管部課等	監査対象とした項目及び金額
山形市土地開発公社	財政部管財課	出捐金 10,000,000円
	財政部管財課	債務保証額 3,494,563,000円
蔵王温泉観光協会	商工観光部観光戦略課	蔵王温泉地区開発整備事業費補助金 145,000円
	商工観光部観光戦略課	蔵王通年観光推進事業費補助金 3,319,045円
	教育委員会スポーツ保健課	蔵王体育館等指定管理料 27,287,000円

(2) 監 査 の 期 間 令和2年8月27日から令和2年10月26日まで

(3) 監 査 の 範 囲

令和元年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部課等の事務の執行状況

(4) 監 査 の 結 果

団体及び所管部課等名	監査の結果
山形市土地開発公社 財政部管財課	指摘する事項はなかった。
蔵王温泉観光協会 商工観光部観光戦略課 教育委員会スポーツ保健課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 蔵王通年観光推進事業費補助金の交付申請等の事務において、交付申請時の事業計画から中止・変更された事業が

	<p>あるにも関わらず、事前に市と協議し承認を得ないまま、計画と異なる事業を実施していた。（蔵王温泉観光協会）</p> <p>2 蔵王通年観光推進事業費補助金の交付事務において、交付申請時の事業計画から中止・変更された事業があるにも関わらず、事前に補助事業者と協議がないまま、計画と異なる事業内容の実績報告書を承認し、額を確定していた。（観光戦略課）</p> <p>3 蔵王体育館等の会計経理事務において、次のようなものがあった。（蔵王温泉観光協会）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 賃金支払い基準が明瞭となっていないもの</li> <li>(2) アルバイト出勤簿が作成されていないもの</li> <li>(3) 謝礼受取者の受領書が作成されていないもの</li> <li>(4) 個人名義のクレジットカードで支払いをしているもの</li> <li>(5) 小口現金の使用にあたり、帳簿上の管理がされていないもの</li> <li>(6) 団体の収支決算書と市に提出した事業報告書に添付の収支決算書において、支出合計額は一致しているが、支出科目ごとの金額が一致していないもの</li> </ol> <p>4 規程の整備において、基本協定書で定める規程等（利用料金の収受に関する規程、不測事態への対応等についてのマニュアル、管理業務に必要な諸規程）が整備されていなかった。（蔵王温泉観光協会）</p>
--	---

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

ア 団体（財政援助団体、出資団体、借入に対する債務を保証している団体、公の施設の指定管理者）に関する監査

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政援助等の目的に沿って行われているか。

イ 所管部課等に対する監査

監査対象団体に係る財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。